

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 10 件

北海道厚生年金 事案 4712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から同年11月5日まで

昭和49年10月1日にA社C工場から同社B工場に異動したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚の供述から判断すると、昭和49年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和49年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 11 月 25 日

平成 22 年 11 月 25 日にA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

申立期間に係る賞与が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成 22 年 11 月 25 日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 11 月 25 日

平成 22 年 11 月 25 日にA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が賞与の届出を年金事務所に行っていないかった。

申立期間に係る賞与が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成 22 年 11 月 25 日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年10月1日まで

申立期間は、A社から同社C工場に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された申立人に係る従業員カード及び辞令から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年9月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C工場における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、57万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

平成 15 年 12 月 10 日に A 社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等から確認できる保険料控除額から、57万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の役員は、保険料を納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年4月から10年3月までは22万円、同年4月から同年7月までは24万円、13年12月は28万円、19年10月から同年12月までの期間及び20年3月から同年8月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間④に係る標準賞与額の記録については、8万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月30日は15万5,000円、17年8月8日は6万7,000円、18年12月29日は8万7,000円、19年11月8日は2万円、同年12月28日は4万円、20年11月10日は2万円、同年12月30日は4万円、21年11月9日は2万円、同年12月30日は4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月1日から22年1月1日まで
② 平成15年12月30日
③ 平成17年8月8日
④ 平成17年12月30日
⑤ 平成18年12月29日

- ⑥ 平成 19 年 11 月 8 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 28 日
- ⑧ 平成 20 年 11 月 10 日
- ⑨ 平成 20 年 12 月 30 日
- ⑩ 平成 21 年 11 月 9 日
- ⑪ 平成 21 年 12 月 30 日

A社における勤務期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。

また、当該事業所から支給された賞与について、年金記録を確認したところ、申立期間④に係る標準賞与額が、給料明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と相違している上、申立期間②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に支給された賞与の記録も確認できない。

各申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び④について、申立人は、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成7年4月から10年7月までの期間、13年12月、19年10月から同年12月までの期間、20年3月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人が保管するA社に係る給料明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、7年4月から10年3月までは22万円、同年4月から同年7月までは24万円、13年12月は28万円、19年10月から同年12月までの期間及び20年3月から同年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、給料明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月

額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④の標準賞与額については、給料明細書において確認できる賞与額から、8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間④に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って実際の支給額よりも低い金額で社会保険事務所に対して届け出たことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成10年9月から同年12月までの期間、11年2月、同年5月及び同年6月、同年8月、同年10月、同年12月、12年3月及び同年4月、同年8月から13年1月までの期間、同年3月から同年11月までの期間、14年1月から19年9月までの期間、20年1月及び同年2月については、申立人が保管する給料明細書において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成10年8月、11年1月、同年3月及び同年4月、同年7月、同年9月、同年11月、12年1月及び同年2月、同年5月から同年7月までの期間、13年2月、20年9月から21年12月までの期間については、申立人が保管する給料明細書において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額である上、当該期間において事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額も、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪について、申立人が保管する給料明細書及び金融機関から提出された申立人に係る普通預金口座別残高表により、申立人は、当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記給料明細書等により、申立人は、申立期間⑦、⑨及び⑪の属する月において、当該期間を含め2回の賞与の支払を受けていることが確認できるが、同一月に賞与が2回支給される場合の標準賞与額については、厚生

年金保険法第24条の3において、「被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。」と規定されていることから、それぞれの賞与額を合算し決定されることになる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、特例法に基づき、給料明細書において確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月30日は15万5,000円、17年8月8日は6万7,000円、18年12月29日は8万7,000円、19年11月8日は2万円、同年12月28日は4万円、20年11月10日は2万円、同年12月30日は4万円、21年11月9日は2万円、同年12月30日は4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 15 日

申立期間について、A社から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書（賞与）において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月15日

申立期間について、A社から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書（賞与）において確認できる厚生年金保険料控除額から、21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 2310

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したが、年金記録は未納となっている。年金事務所の回答で、申立期間の国民年金保険料は還付されたと説明されたが、還付された覚えは無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の納付書・領収証書により、申立人は、申立期間の保険料を昭和60年6月26日に納付していることが確認できるものの、この納付時点で申立期間は、既に時効により保険料を納付できない期間であることから、申立人へ還付されたものと認められる。

また、還付整理簿により、還付金額「15,660」、還付事由「納付期限経過のため過誤納」、還付決定年月日「60.6.29」、還付支払年月日「60.7.29」と記載されていることが確認できる上、備考欄には「受理 60.7.15」と記載があり、還付請求書を受理した日と推認できることから、申立期間の保険料還付金に係る一連の事務処理に不合理な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成2年3月まで

私は、昭和63年5月、A省B局を退職した際、すぐにC市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書によりC市内の金融機関及びその後転居したD市内の金融機関で納付した。

申立期間について、国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年5月にA省B局を退職後、すぐにC市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者に係る資格取得状況及び保険料納付状況調査により、平成2年12月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿により、申立人に対し、年金手帳が同年12月8日に交付されたことが確認できることから、申立人はその頃に国民年金の加入手続を行ったものと認められ、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、納付書によりC市内の金融機関及びその後転居したD市内の金融機関で納付した。」と述べているが、C市の国民年金被保険者名簿により、申立人は平成2年10月7日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が平成元年4月から2年2月まで住所を定めていたD市には申立人の国民年金被保険者名簿は存在せず、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付で

きなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、平成2年4月にE社に入社した際、「当時、所持していた年金手帳を会社に提出した。」と述べているところ、厚生年金保険法施行規則によると、事業主は、厚生年金保険被保険者資格を取得する者から年金手帳の提出を受けたときは、管轄の社会保険事務所（当時）に提出するその者の厚生年金保険被保険者資格取得届にこれを添付しなければならないものとされており、この場合、年金手帳は新たに発行されず、申立人が提出した国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳に厚生年金保険記号番号が併記されることとなるが、申立人が当該事業所から渡されたとする年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、当該手帳は同社に入社した際に初めて作成された年金手帳であると認められることから、申立人の主張は不合理である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 27 日から 45 年 7 月 5 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B工場で勤務していた申立期間については、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金については、支給した際の「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等がA社B工場を管轄するC年金事務所に保管されており、これらの書類に記載されている申立人の被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致する。

また、申立人の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、A社B工場の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、脱退手当金裁定請求書の筆跡及び印影について、自分のものではなく、心当たりがないと主張しているが、同裁定請求書に記載されている申立人の氏名に誤りは無く、申立人の当時の実家の住所が記載されていることから、脱退手当金に係る支払決定通知書が同住所に送付されなかったとは考えにくい上、厚生年金保険脱退手当金裁定伺の「送金又は振込金融機関名」の欄には、申立人の実家の住所に近い郵便局名が記載されていることなどを踏まえると、申立人又はその家族が脱退手当金を受給したものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 12 月まで

申立期間は、高等学校の定時制課程に通いながら、A社において、請負業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間のうち一部の期間について、A社が管理する地区において請負業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、現在の事業主は、「当社は、平成 21 年 3 月に事実上倒産しており、参考となる資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当時の複数の事務担当者は、「当時、高等学校の定時制課程に通いながらA社の仕事に従事していた者が多数おり、申立人はその一人だった。しかし、同社では、工場に勤務している者は、厚生年金保険に加入させていたが、申立人のように、請負業務に従事していた者については、同保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、上述の事務担当者のうち一人は、申立期間当時、申立人と同様に、高等学校の定時制課程に通いながら請負業務に従事していた二人の名前を挙げているところ、当該二人のうち生存及び所在が確認できた一人は、「A社から業務を請け負った親方の下で作業に従事していたので、当時、同社において厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」と供述している上、当

該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、上述の事務担当者の方が名前を挙げた二人、及び当該二人のうち回答が得られた一人から、当時、高等学校の定時制課程に通いながら請負業務に従事していた同僚として名前が挙げられた3人の合計5人は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時、請負業務の親方であったとする二人の名前を挙げているところ、被保険者原票によると、この二人は、いずれも、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、オンライン記録によると、当該二人のうち一人は、申立期間において、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月14日から36年4月1日まで
昭和35年8月14日から36年9月末日まで、A社の下請会社であったB組に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和35年12月から36年3月までの期間について、B組に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和39年2月26日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和61年10月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立てに係る事実について確認することができない。

さらに、当時の厚生年金保険法において、適用事業所とは、常時5人以上の従業員を使用する事業所とされているところ、申立人は、当時の同僚であったとする8人の名前を挙げているものの、当該8人のうち、唯一、生存及び所在が確認できた者からは、申立期間当時、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、「B組は、A社の下請会社であり、C社D鉱業所の業務に従事していた。B組に勤務していた期間のうち、申立期間後は、A社において厚生年金保険に加入していた記録があることから、申立期間についても、同社

において厚生年金保険に加入していたのではないか。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月1日から同年10月1日までの期間について、A社E支店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、厚生年金保険法において、被保険者とは、適用事業所に使用される者とされており、申立人は、申立期間において、同社同支店に使用されていたものと認めることはできないことから、申立人は、申立期間について、同社同支店において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 9 月まで

昭和 46 年 4 月 1 日から 56 年 6 月 30 日まで、A 組合に勤務していた。毎年、基本給が上がっていたが、申立期間の標準報酬月額がそれ以前より低額となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 組合は、「申立期間に係る賃金台帳等の資料は、保存年限経過のため保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しているものの、B 共済組合（以下「共済組合」という。）から提出された申立人に係る組合員資格新規取得届、組合員資格異動等処理済通知書（控）及び資格関係 DB プリントにより、申立人の申立期間に係る標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

また、当該標準給与月額は、昭和 46 年度の定時決定の月額であるが、これは、事業主から申立人に算定対象月（昭和 46 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間。）に実際に支払われた給与の総額の平均額を共済組合に対して届け出ることによって決定されるものであるところ、A 組合から提出された申立人の職員名簿及び給与等級決定明細書を基に試算した申立期間の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致する。

さらに、当該事業所から提供された組合員名簿及び給与等級決定明細書により確認できた、申立人と同日に組合員資格を取得した同僚 14 人について、共済組合の資格関係 DB プリントを確認したところ、申立期間及びその前後の標準給与月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立期間の標準給与月額について、申立人のみが他の同僚と異なり低額である事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録により、上記同僚のうち生存及び所在が確認できた4人（申立人から名前が挙がった同僚一人を含む。）に照会し3人から回答を得られたが、これらの者から申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 20 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 10 日から 47 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の備考欄から、申立人が申立期間②の事業所を退職した約3か月後の昭和47年11月13日に厚生年金保険被保険者記号番号を統合する手続きがとられていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年12月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から33年3月22日まで
昭和31年5月にA社に入社して、36年5月31日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した経緯に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は昭和61年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記履歴事項全部証明書によると、平成14年12月3日に解散していることが確認できる上、申立期間当時に代表取締役であった二人は、いずれも死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた13人（申立人が名前を挙げた社会保険事務担当者を含む。）に照会したところ、回答が得られた10人のうち3人は、申立人を記憶していたものの、いずれの者からも申立人の入社時期及び厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人は当該事業所において昭和33年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して

いることが確認でき、これは当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 6 月 10 日まで
② 昭和 47 年 2 月から同年 7 月まで
③ 昭和 49 年 8 月から 55 年 7 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ勤務していたが、年金事務所の記録によると、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所名簿によると、A社は、昭和 46 年 3 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、同年 7 月 * 日にD地方裁判所により破産宣告を受けていることが確認できる上、当時の事業主は所在不明、取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 9 人に照会し 5 人から回答が得られたところ、このうち 3 人は申立人を記憶していたものの、いずれの者も「申立人の入社時期までは覚えていない。」と回答しており、別の一人は、「私は昭和 39 年 12 月末まで勤務しており、当時の従業員については皆覚えているが、申立人については記憶に無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、事業所の名称は不明であるものの、資格取得日が昭和40年6月10日、離職日が42年2月4日である被保険者記録が確認でき、当該記録は、当該事業所に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日と一致している。

- 2 申立期間②について、事業所名簿によると、申立人が勤務していたとするB社は、E社として、昭和48年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時の書類は廃棄しているため、申立期間②における申立人の勤務実態は確認できない。申立期間②当時は、個人事業として営業しており、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険の制度自体を知らなかったので、給与から厚生年金保険料を控除するはずがない。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和48年3月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる5人のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会したものの、いずれの者からも回答を得ることができず、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間③のうち昭和49年9月1日から54年2月28日までの期間及び同年6月16日以降の期間について、申立人が、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の被保険者資格取得日である昭和55年7月1日であることから、同日より前は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人は、申立期間③中、当社における勤務実態があったと思われるが、確認できる資料は無い。昭和55年7月1日以前は会社自体が厚生年金保険に未加入であったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和55年7月1日であることが確認でき、これは、被保険者原票及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、当該事業所において、申立人と同日の昭和55年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち8人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「私は昭和46年12月頃から勤務していたが、入社当初は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、同人の年金記録によると、申立期

間③中は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

4 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月頃

申立期間は、A社に管理人として雇用され、1週間の研修後にB施設で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関係資料が保存されておらず、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。また、管理人の労働時間は、人によりまちまちであるが、当社では労働時間が週 30 時間以上の者については、正社員及びアルバイトにかかわらず社会保険に加入させている。したがって、仮に申立人が当社に勤務していたとしても、厚生年金保険の加入記録が無いということは、申立人が当該労働時間数を満たしていなかったものと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立ての事実を確認できる供述は得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、法定免除期間中であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月頃から 63 年頃まで
申立期間は、A 社（現在は、B 社）C 工場で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「当時の関係資料は保存されておらず、申立人が申立期間に当社に勤務していたかどうかは分からない。なお、昭和 40 年代以降の従業員の社会保険の加入履歴が分かるデータを確認したが、申立人の名前は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚二人の名前を挙げているが、いずれも姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 11 人に照会し、7 人から回答が得られたところ、いずれも「申立人のことは知らない。」と供述している上、これら同僚のうち、申立期間当時に庶務・労務担当であったとする者は、「正社員は、全員社会保険に加入していたので、申立人の社会保険の加入記録が確認できないということであれば、仮に勤務していたとしても社会保険加入の資格が無いアルバイトかパートであったのではないかと思う。」と供述していることから、申立人の申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、法定免除期間中であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4729（事案 646 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 6 月 10 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
当時の給与明細書は無いが、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知をもらった。
新たな資料は無いが、昭和 34 年 8 月にB市の病院で手術を受けたことを思い出したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 事業主は、「確認できる資料が無いため不明である。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける関連資料等を得ることができないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚二人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚11人の計13人に照会し、11人から回答を得られたところ、このうち5人は、「入社当初は正社員ではなかった。正社員になってから厚生年金保険に加入した。」としている上、申立人と同職種であったとする同僚は、「申立人は、採用当時は正社員ではなかった。」と供述していること、iii) 前述の回答を得られた同僚11人のうち7人について、自身が記憶している入社日より後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、厚生年金保険について、採用と同時に加入させる取扱いではなかった状況がうかがわれること等を理由

として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「在職中の昭和34年8月に、B市の病院で手術を受けた。この時、会社からもらった健康保険証を使用したと思うので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と手術を受けた病院名を具体的に挙げて主張しているが、申立人が手術を受けたとする病院について、C厚生局が保管する保険医療機関名簿を確認したところ、この病院が、申立期間当時に保険医療機関であった記録は見当たらない。

また、申立期間当時、当該事業所で給与計算事務を担当していたとする同僚は、「当該事業所では、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。社会保険事務所（当時）の通知に従って、給与から厚生年金保険料を控除していたので、厚生年金保険に加入していない者の給与から、同保険料を控除することは無い。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人は当該事業所において昭和35年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる資格取得日と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。